



八 監 第 3 1 7 号
令 和 5 年 1 1 月 2 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第7項の規定による八千代未来創造グループ
の指定管理者監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による八千代市（以下「市」という。）が同法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）の出納その他の事務の執行に対する監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 八千代未来創造グループ
- (2) 管理している公の施設 八千代市ふれあいプラザ（以下「ふれあいプラザ」という。）
- (3) 所管部局 健康福祉部健康福祉課（以下「健康福祉課」という。）

3 監査の範囲

令和4年度における出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

指定管理者による出納その他の事務が、関係法令等にのっとり、適正かつ正確に行われているかを主眼に、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和5年7月24日から同年10月31日

第2 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果、おおむね適正で公の施設の設置目的に沿って運営されていると認められた。

ただし、次のとおり改善すべき点が見受けられたので、市は対象団体に対し適切な指導を行うとともに、所管部局の関係事務について改善されたい。また、対象団体においては、市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

1 健康福祉課

(1) 指摘事項

ア ふれあいプラザ使用料の領収印について

ふれあいプラザの使用料領収に係る領収印について、八千代市ふれあいプラザ使用料収納事務委託契約書（以下「契約書」という。）第5条の規定により、ふれあいプラザ使用料領収のために使用する印のひな型については別表のとおりとするとされているが、契約書別表にひな型の押印がされておらず、使用する領収印が明確にされていなかった。

今後は、適切な契約事務を行われたい。

イ 事業計画等に対する市の承認について

指定管理者が実施する事業計画等については、八千代市ふれあいプラザの管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）第30条において年度事業計画書及び年度収支予算書（以下「事業計画書等」という。）、協定書第31条において年度自主事業計画書及び年度自主事業収支予算書（以下「自主事業計画書等」という。）を期日までに提出し、市の承認を得なければならないとされており、また協定書第18条において指定管理業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市の承認を得なければならないとされている。

しかしながら、事業計画書等及び自主事業計画書等並びに第三者

委託に対する市の承認手続において、市が承認したことを示す書類が適切に整備されていなかった。

今後は、協定書に従い、適切な承認手続を行われたい。

ウ 年度決算報告書の計上誤りについて

指定管理者から提出された指定管理事業の令和4年度決算報告書において、令和5年3月分の経費の一部が未計上となっていた。

今後は、適切な指導監督を行われたい。

(2) 要望事項

ア 人件費の明確化について

年度収支予算書及び年度収支決算書における人件費について、本部の運営等組織全体に係る業務を実施する際に要する費用（以下「本部経費」という。）が含まれており、内訳等の記載もなかったことから、施設の管理運営に係る直接的な費用である人件費と間接的な費用である本部経費とが混在し、人件費が明確になっていなかった。

このことから、八千代市指定管理者制度ガイドラインに基づき、施設の管理運営に係る直接的な費用と間接的な費用とを区分し、人件費が明確となるよう年度収支予算書及び年度収支決算書の記載方法の見直しについて検討されたい。

2 八千代未来創造グループ

(1) 指摘事項

ア 年度決算報告書の計上誤りについて

市へ提出した指定管理事業の令和4年度決算報告書において、令和5年3月分の経費の一部が未計上となっていた。

今後は、適切な経理事務を行われたい。